

令和5年10月31日

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子 殿

新潟地方最低賃金審議会

新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会

部会長 二岸 直子

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、標記について、令和5年10月31日に会議を開催し、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので報告します。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりです。

記

（公益代表委員）

磯部 亘	弁護士
二岸 直子	弁護士
畠山 典子	公益財団法人新潟県女性財団 理事長

（労働者代表委員）

片山 晃	UA ゼンセン新潟県支部 常任
廣松 千里	イオングループ労働組合連合会 イオンリテールワーカーズユニオン 中央執行北陸信越グループ 議長
星田 竜介	三越伊勢丹グループ労働組合新潟三越伊勢丹支部 執行委員長

（使用者代表委員）

和泉 敦志	（株）新潟三越伊勢丹総務・経営企画部 総務 人事担当長 部長
徳武 裕一	（一社）新潟県経営者協会 専務理事
長谷川 正史	イオンリテール（株）北陸信越カンパニー 人事総務部長

新潟県各種商品小売業最低賃金

- 1 適用する地域
新潟県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な經濟活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
18歳未満又は65歳以上の者
雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間932円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生日
法定どおり